

大和市民生活安全相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市民生活安全相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市民生活安全相談員設置規則（平成21年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1人」を「2人」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。